

服装頭髪基準について

令和4年2月15日改訂
令和4年4月1日施行
熊本県立天草高等学校倉岳校 生徒指導部

1 服装について

(1) 制服基準

A 服		B 服	
項目	基準	項目	基準
学ラン (冬服)	・裾裏に校章の刺繍 ・左襟に校章カシメバッジ	ジャケット (冬服)	・裾裏に校章の刺繍 ・花襟に校章カシメバッジ
ズボン	・左前に校章の刺繍 ・裾を踏まない、短すぎない長さのもの	スカート (冬) ジャンパースカート (夏) プリーツスカート	・裾裏に校章の刺繍 ・膝が隠れる長さのもの ※膝立ちで地面につかないものは禁止する
長袖シャツ (冬服)	・AKマーク入りカッターシャツ	ブラウス (冬服)	・AKマーク入りブラウス ・ワインレッドのパットタイ
半袖シャツ (夏服)	・AKマーク入り開襟シャツ	セーラー襟 オーバーブラウス (夏服)	・AKマーク入りブラウス ・ネクタイ
シャツ下 (冬服時)	・白色、黒色、紺色でワンポイントまでのもの	ブラウス下 (冬服時)	・白色、黒色、紺色、グレーで華美でないもの
シャツ下 (夏服時)	・白色でワンポイントまでのもの ・袖から出ない長さのもの	ブラウス下 (夏服時)	・白色、黒色、紺色、グレーで無地のもの
ボタン	・学校指定のボタン ・全てつける	ボタン	・全てつける
ベルト	・単色 (華美でないもの) ・必ず着用する	靴下	・白色、黒色、紺色でワンポイントまでのもの
靴下	・白色、黒色、紺色でワンポイントまでのもの		

※式典等に出席する場合は、学校が指示した制服を着用すること。また、原則白色の靴下で踝が隠れない長さのものは認めない。B服の場合、冬季は黒色タイツを着用すること。

(2) 移行期間

制服の移行期間の基準は次のとおりとするが、気候や気温等に合わせて各自で判断すること。

(冬服) 11月～4月 (夏服) 6月～9月 (中間服) 5月・10月

※季節の変わり目等は、中間服として以下の服装も認める。

【A服】・学ランを着用せず、長袖のカッターシャツでの登校は可能とする。

・学ランの下に夏服の半袖開襟シャツの着用を可能とする。

【B服】・ブレザーを着用せず、ジャンパースカートでの登下校を可能とする。

2 頭髪について

男子		女子	
項目	基準	項目	基準
前髪	・眉にかからない長さ	前髪	・目にかからない長さ ・かかる場合はピン (華美でない色) で留める
横部	・耳にかからない長さ	横部・後部	・肩にかからない長さ ・かかる場合は横に髪の毛を残さないようにゴム (華美でない色) で結ぶこと
後部	・制服にかからない長さ		
もみあげ・ひげ	・伸ばさない	眉	・整える程度の手入れは認めるが、過度に剃ったり、抜いたりしないこと
眉	・整える程度の手入れは認めるが、過度に剃ったり、抜いたりしないこと		

※男女ともに過度で作為的な髪型にならないようにすること。

3 その他

(1) 爪は常に短く切り、清潔にしておくこと。

(2) 化粧等の使用は禁止する。

(3) ピアスの穴を開けない。

(4) その他、生徒心得で禁止されている内容を遵守すること。